

下水道使用料を遡及請求する事案が発生していますので 各種届出等は遅れずに確実に届け出てください

「散水栓」(下水設備なし)や下水使用が「一時休止中」などとされているものの中に、現地調査などで下水道の使用が判明し、使用者に使用料を遡及して請求する事案が発生しています。このような場合、請求額が高額になることもあり、お客さまに多大なご迷惑をおかけすることにもなりますので、各種届出及び報告事項は遅れずに、確実に届け出てください。

1 使用開始届について

改築などに伴い、下水道の使用を一時休止したまま工事が終了し、下水道の使用が開始されているにも関わらず、開始届がされていない場合があります。

公共下水道の使用を再開する場合には、直ちに使用開始届を提出してください。

2 散水栓に関する届出について

散水栓のある集合住宅等の下水道開始届において、下水道を使用するにも関わらず「散水栓」(下水設備なし)と届けられていたものがありました。

「散水栓」として届け出る場合には、十分に確認をおこない、細心の注意を払い届け出てください。

【実例】

○マンション等の共有栓について、ゴミ集積所などの散水栓と共に、管理人室のトイレなどに使用している水道栓をも散水栓として届け出ていた。

○集合住宅の1室の水道栓を散水栓と取り違えて届け出ていた。

(河北新報 2020/10/29)

〇〇市下水道料金 6100 万円未収

〇〇市の住宅などで下水道料金の徴収漏れがあった問題で市は28日、未収額が計約6100万円に上ることを公表した。地方自治法で時効とならない最大5年分の約2144万円を請求する。事務処理ミスなどの責任を取り、約695万円を〇〇〇市長や幹部職員が負担する。

徴収漏れは117件。うち113件は、**条例で使用者に提出が義務付けられている下水道使用開始届が未提出だった**。残る4件は市の事務処理ミスで徴収できていなかった。

市は事務処理ミス分の時効成立額約130万円に加え、使用開始届の周知が未徹底だったとして、**未提出者への過料(5万円以下)**^{※1}に113件を乗じた565万円を特別職3人と課長以上の管理

職で支払う。

時効にならない分は、市職員が対象世帯などを訪問して説明し、料金の納入を依頼している。負担軽減策として最大60回の分割納入などの方策を講じる。

調査では約3955万円が徴収できず時効となることも判明した。〇〇市長は「市民に大変申し訳なく思う。組織体制の引き締めまい進する」と陳謝した。

市によると徴収漏れは2018年6月、171件で下水道の接続調査が未実施だったことで判明。19年3月までに確認した67件から料金を徴収した後、調査が中断。今年8月に再開し、さらに50件が徴収対象と分かった。

※1 仙台市下水道条例では1万円以下の過料

責任技術者の更新登録について

責任技術者の資格を継続するためには、5年ごとの更新講習の受講の他に、登録している市町村での更新登録の手続きが必要です。

登録している市町村への住所変更を怠ったために、対象者への更新講習の受講案内及び市町村への登録更新案内が届かずに、資格が失効した事例がありました。

氏名、住所等に変更があった場合には、2週間以内に市に届け出る義務が仙台市下水道条例に規定されております。これを怠ると処分の対象になりますので十分に注意してください。所属する責任技術者などへ周知願います。

～ 仙台市下水道条例(抜粋) ～

(責任技術者に関する変更等の届出)

第6条の13 責任技術者は、氏名、住所その他規則で定める事項に変更があったときは、2週間以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消又は効力の一時停止)

第6条の14 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の9第1項の登録を抹消し、又は6月以内の期間を定めて登録の効力を停止することができる。

- 一 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
 - 二 不正の手段によって登録又はその更新を受けたとき
 - 三 責任技術者の職務につき、不正又は著しく不当な行為をしたと認められるとき
 - 四 前各号に掲げるもののほか、責任技術者として著しく不適當な事由があると認められるとき
- 2 市長は、責任技術者が第6条の10第2項第一号又は第三号、第二号又は第四号のいずれかに該当することとなったときは、その登録を抹消するものとする。
- 3 責任技術者は、第1項の規定により登録の効力の停止を受けたときは、その効力の停止期間中、第6条の11第1項各号に規定する職務を行うことができない。

下水道使用料の日割り計算について

平成29年10月1日から基本料金の日割り計算が導入されました。工事用水に使用するために上水道の使用を開始し、同日付けで下水道の使用を休止した場合でも、下水道使用料について1日分の基本料金が発生しますので、留意してください。

このような場合は、上水道の使用開始日の前日付けで下水道の使用を休止することで、下水道使用料の基本料金は発生しません。

解体工事などで下水道を使用しない場合は、必ず事前に業務課に連絡してください。

仙台市建設局業務課業務係
電話：022-214-8337
FAX：022-268-4318